

▶ 関東・東海沿岸における定置網等への
進入などによる船舶事故の状況
再発防止に向けて



平成 24 年 3 月



運輸安全委員会事務局 横浜事務所

目次	
▶ はじめに.....	1
▶ 定置網等への進入などによる船舶事故の発生状況.....	2
定置網等の状況、船舶の種類、発生時刻、発生場所、要因、定置網等の事前把握と視認状況及び 定置網等の被害額.....	2～3
▶ 定置網とは.....	4
▶ 事故調査事例.....	5
1 小型漁船が帰航中、定置網を固定するワイヤーに衝突した事例.....	5
2 貨物船が荒天航海中、定置網を固定する道網部分を乗り切った事例.....	6
3 液体化学薬品ばら積船が沿岸航海中、定置網に進入した事例.....	6
4 ヨットが定置網の設置場所を示す赤旗を確認できずに定置網に乗り揚げた事例.....	7
▶ 再発防止に向けて.....	8
乗組員や操縦者の皆様へ.....	8
海事関係者（船舶の所有者及び管理者など）の皆様へ.....	9
定置網や養殖施設を設置されている皆様へ.....	9

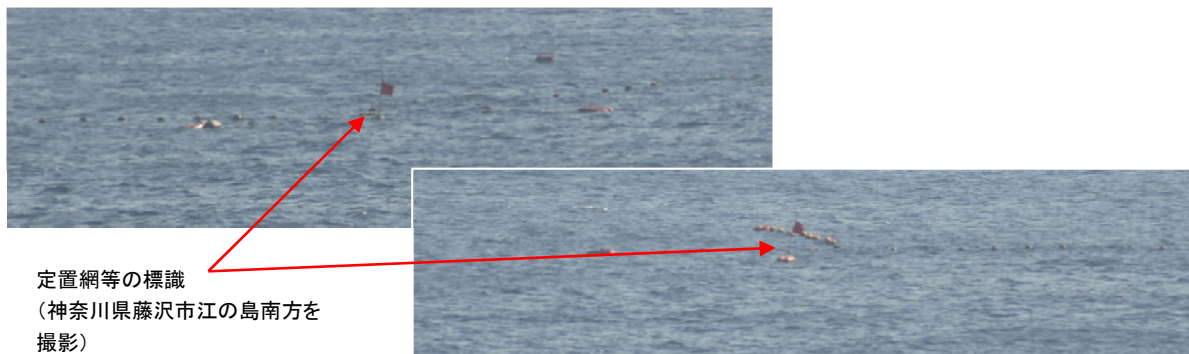
はじめに

運輸安全委員会事務局横浜事務所の管轄区域には東京湾、相模湾、駿河湾、三河湾、伊勢湾等があり、その沿岸には定置網のほか、のり、わかめなどの養殖施設が多数存在します。

また、漁船等の往来のみならず、海洋レジャーの振興とともにプレジャーボートの往来も多く、これら定置網等への進入などによる船舶事故が多く発生し、被害額も大きなものとなっています。

平成21年～22年の2年間に当所の調査対象となり、平成24年2月までに船舶事故調査報告書が公表された定置網等への進入などによる船舶事故20件を対象として発生状況等を取りまとめました。

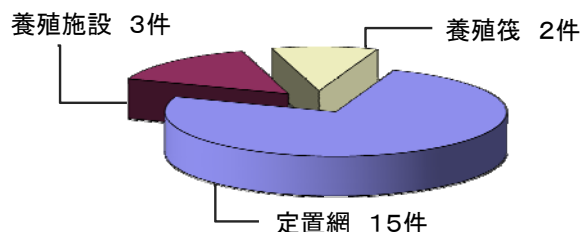
船舶の乗組員をはじめ、海事関係者の理解が深められ、同種の船舶事故の再発防止のために、活用いただければ幸いです。



定置網等への進入などによる船舶事故の発生状況

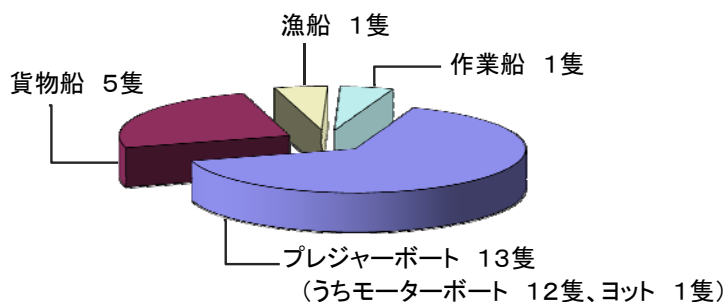
定置網等の状況

定置網等の状況は、定置網が15件で約8割を占めています。



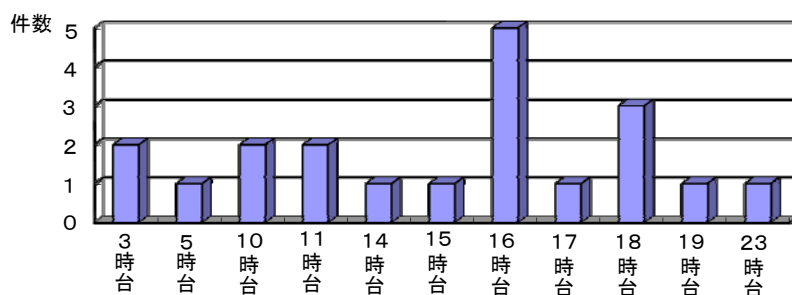
船舶の種類

船舶の種類は、プレジャーボートが13隻で約7割を占め、次いで貨物船5隻、漁船、作業船が各1隻となっています。



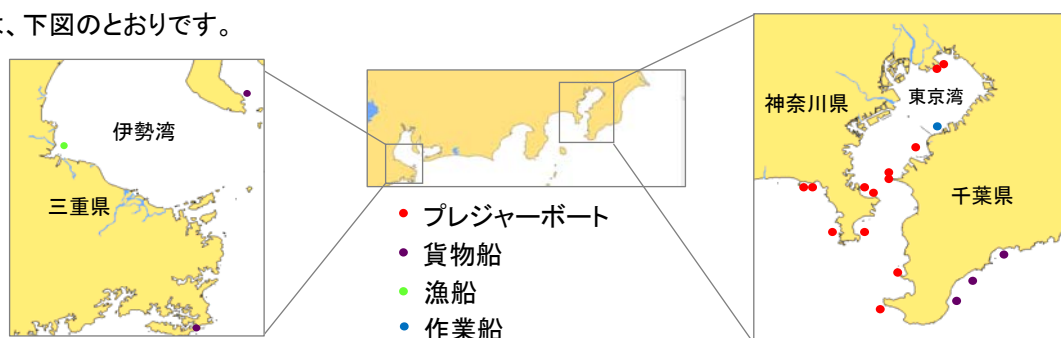
発生時刻

発生時刻は、16時ごろから18時ごろの日没前後に約5割を占めています。



発生場所

発生場所は、下図のとおりです。



要因

報告書で指摘した要因は、「適切な見張りを行わなかった」が半数を占めています。

- ・適切な見張りを行わなかった 11件
- ・適切な水路調査を行わなかった 5件
- ・針路の選定を適切に行わなかった 5件
- ・機器を有効に活用しなかった 3件
- ・船位の確認を適切に行わなかった 2件

* 1件の事故で複数の要因を指摘することがあります。

定置網等の事前把握と視認状況

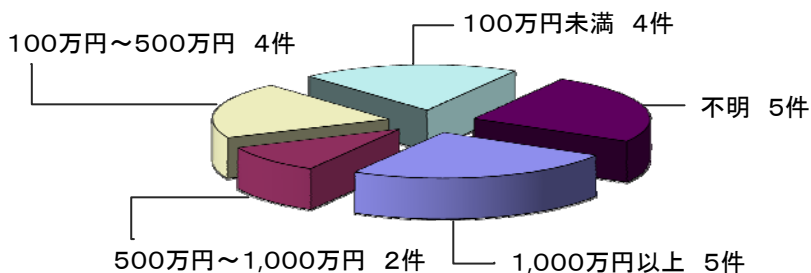
ほぼ半数の事故関係者が、定置網等の存在を知らずに事故を引き起こしている状況です。また、定置網等の存在を知っており、速力を減じて注意して航行したにもかかわらず、定置網等を視認することができずにワイヤーに乗り揚げた事故が2件ありました。

- 定置網等の存在を**知っていた** 9件
- 知らなかった** 10件
- 不明 1件

- 知っていた**のうち、
 - 事故直前に定置網等を視認した 5件
 - 視認しなかった 4件
- 知らなかった**のうち、
 - 事故直前に定置網等を視認した 3件
 - 視認しなかった 7件
 - 不明 1件

定置網等の被害額

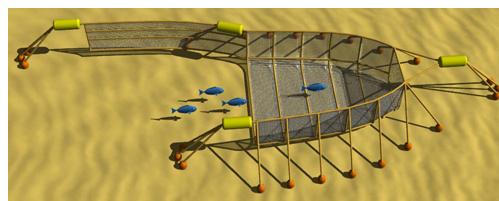
被害は、網などの修理費のほかに漁獲減による損害等が含まれ、1,000万円以上が5件ありました。



定置網とは

「定置」という用語は、明治の漁業法に「漁具を定置し・・・」として規定され、「定置漁業と称するは、漁具を定置して為す漁業を謂い・・・」とされたのが始まり。即ち、一定の水面に土俵、錨(いかり)、支柱などによって固定し、その敷設位置を変えない網です。以下、代表的な定置網をご紹介します。

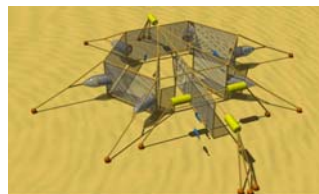
台網類 だいおおしき 大敷網類、だいぼう 大謀網類のように身網部、かき 垣網部の二部構造又はかこい 囲網部を含めた三部構造の定置網です。入口が広大で魚群の進入は容易であるが構造上魚群の滞留時間は短かった事が想像されます。



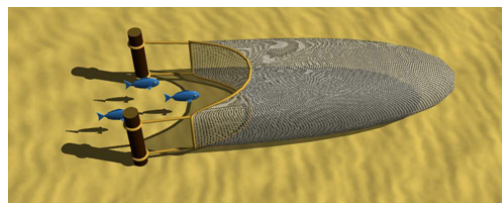
落網類 おとし 落網類、ひさご 瓢網類のように身網部、のぼり 昇網部、垣網部の三部又は囲網部を含めた四部構造からなる網で漏斗状の通路を備えたところが特徴です。現在の定置網漁の理論上の基となったと考えられます。



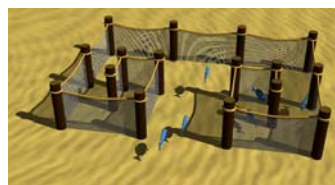
ます網類 ます 垣網部、ふくろ 囊網部、かこい 囲網部の三部構造からなり、囊網は複数あり内部には漏斗が備わっています。浅海の小型定置網に多く、少人数による操業に向いています。



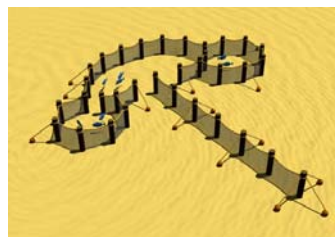
張り網類 はり 囊網部とそで 袖網部の二部構造からなります。流れの速い場所に固定し、魚が押流されて囊網に入網することにより漁獲します。囊網は、流れによりその形状を保つため、非常に長いです。



出し網類 だし 垣網を敷設し、それに魚群を沿わせ一定の場所まで誘導する、それにより魚群の密度を上げたところで巻網や刺し網により漁獲します。



網えり類 垣網部、かこい 囲網部の二部構造で魚群を誘導、滞留させて群れの密度が上がったところで巻網や敷き網により漁獲します。

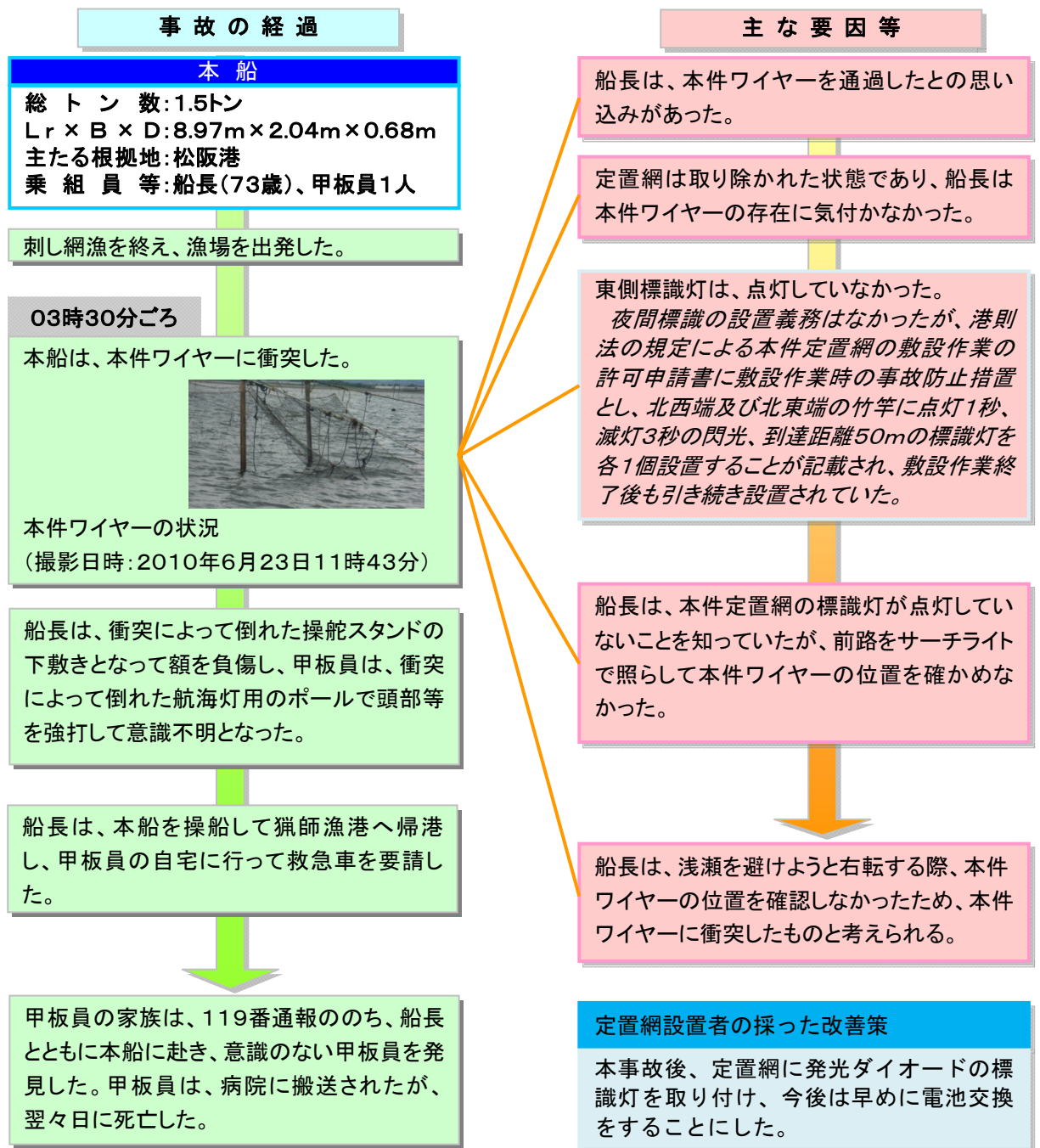


有限会社泉澤水産提供

事故調査事例

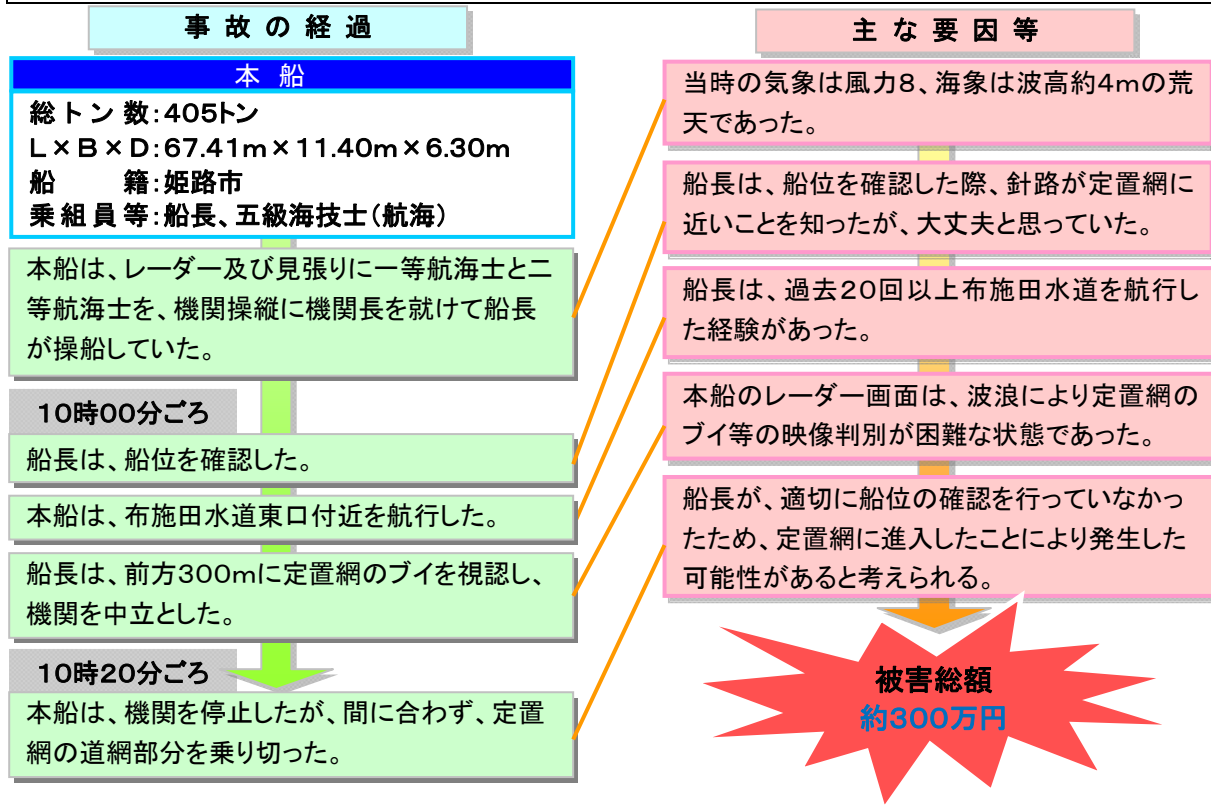
1 小型漁船が帰航中、定置網を固定するワイヤーに衝突した事例

概要: 本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、刺し網漁を終え、松阪港内を獺師漁港に向けて帰航中、定置網を固定するために海面上に張られていたワイヤー（以下「本件ワイヤー」という。）を通過したと思ひ込み、浅瀬を避けようと右転したところ海面上1.2mに出ている本件ワイヤーに衝突した。その結果、船長は軽傷を負い、甲板員は衝突によって倒れた航海灯用のポールに頭部を強打して死亡した。



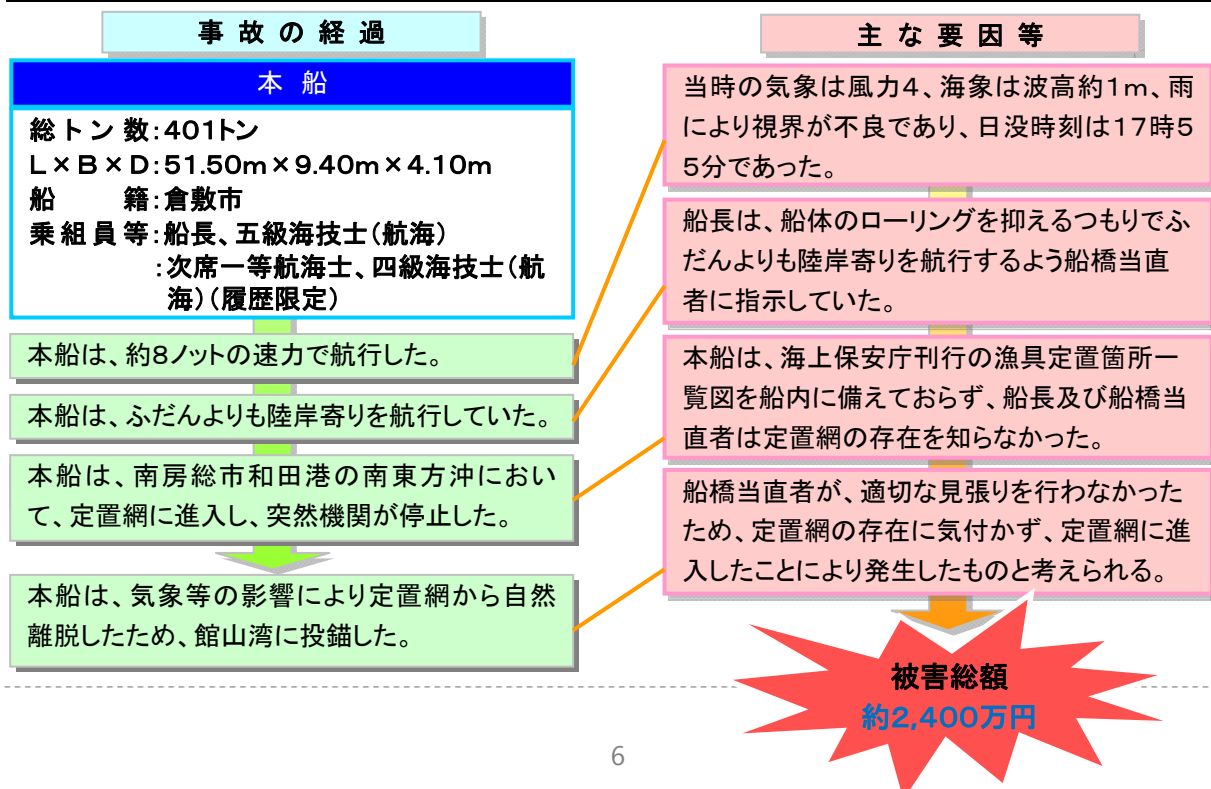
2 貨物船が荒天航海中、定置網を固定する道網部分を乗り切った事例

概要:本船は、船長ほか3人が乗り組み、貨物約1,100tを積載し、三重県英虞(あご)湾に避泊するために布施田水道東口付近を航行中、定置網のブイを視認して機関を停止したが、間に合わず、定置網の道網部分を乗り切った。



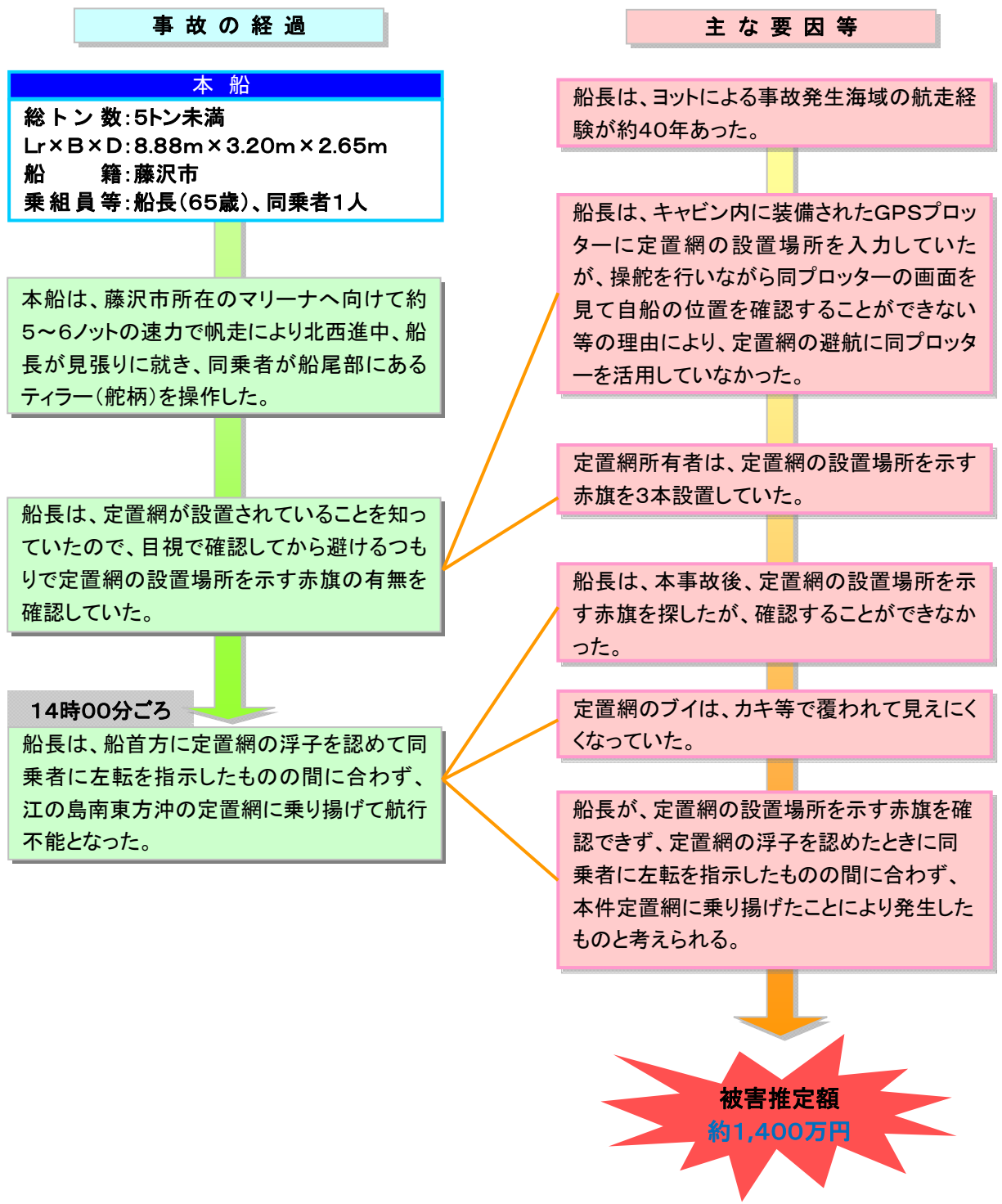
3 液体化学薬品ばら積船が沿岸航海中、定置網に進入した事例

概要:本船は、船長及び次席一等航海士ほか4人が乗り組み、千葉県南房総市沖を航行中、定置網に進入し、機関が停止した。



4 ヨットが定置網の設置場所を示す赤旗を確認できずに定置網に乗り揚げた事例

概要: 本船は、マリーナに向けて北西進中、神奈川県藤沢市江の島南東方沖の定置網に乗り揚げた。本船は、船底外板に擦過傷を生じ、定置網の道網ワイヤーを破損した。



再発防止に向けて

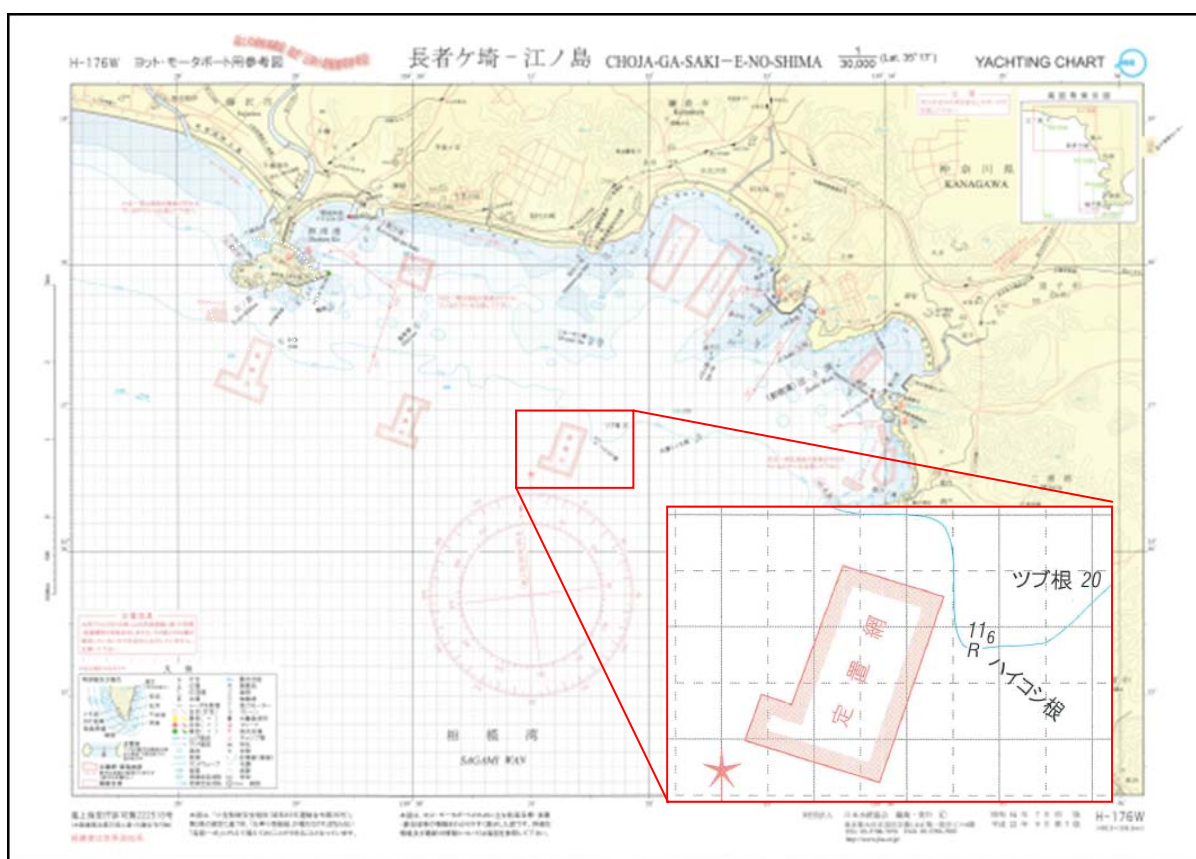
定置網等への進入などによる船舶事故を防止するためには、乗組員や操縦者、海事関係者（船舶の所有者、管理者など）、定置網等を設置されている方それぞれがより一層の安全意識を持つことが大切です。以下の項目を再点検し、安全意識を高めましょう。

乗組員や操縦者の皆様へ

水路調査（事前の定置網等の設置状況の情報の入手）

財団法人日本水路協会から刊行されている「漁具定置箇所一覧図」や「ヨット・モータボート用参考図」などにより、定置網等の位置を事前に確認して航路を選定しましょう。可能な限り、定置網等を設置してある海域を避けて航行するのが賢明です。

ヨット・モータボート用参考図 H-176W(長者ヶ崎－江ノ島)



適切な見張りの励行

定置網等の設置された海域を航行する場合は、見張りの強化に努めましょう。可能であれば見張り員を増やすことも考慮しましょう。

こまめにレーダーレンジを切り替えたり、適切に調整を行い、レーダーを有効に活用して見張りを行いましょう。

船位の確認

あらかじめGPSプロッターに定置網等の位置情報を入力しておき、常に自船の位置と定置網等との関係を確認しながら航行しましょう。

安全な速力で航行

定置網等が設置された海域では速力を落として航行しましょう。安全な速力で航行することにより、見張りに余裕ができ、標識や灯光の見落としを防ぎ、定置網等に接近したような急な事態にも適切に対応できるよう。

海事関係者（船舶の所有者及び管理者など）の皆様へ

情報の提供

常に最新の情報を入手し、関係する乗組員や操縦者への提供に努めましょう。単に定置網等の位置情報だけではなく、定置網等の標識、構造、大きさ、季節による変化など、可能な限りの多くの情報を提供することが、乗組員や操縦者の理解を深め、事故を未然に防ぐことにつながるでしょう。

航海の経験の少ない方は、定置網等に関する情報をよく知らない場合がありますので、このような方にモーターボート等を貸し出す場合は、確実に情報を提供することが大切です。

定置網や養殖施設を設置されている皆様へ

定置網等の標識、灯火などの点検整備

定置網等の標識及び灯火は、確実に点検整備を行いましょう。標識の表示の不具合や灯火の電池切れなどがないように定期的に点検を行い、必要に応じて整備を行いましょう。また、船舶の定置網等への進入などを防止し、定置網等の被害を防ぐため、標識及び灯火の増設や設置位置などの見直しも必要でしょう。

国土交通省 運輸安全委員会事務局横浜事務所
〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57
Tel 045-201-8396 Fax 045-212-2304
横浜事務所代表アドレス ykhjim-u55xd@ktt.mlit.go.jp
委員会HP (<http://www.mlit.go.jp/jtsb/index.html>)